（第三面）・（第四面）　（略）

記載要領

1　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②　1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　第一面関係

「宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許に関する事項」の欄には、不動産取引に係る業務の全てを委託する場合にあっては、当該宅地建物取引業者に関する事項を記入すること。

3～5　（略）

（第三面）・（第四面）　（略）

記載要領

1　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②　1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

（新設）

2～4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第三条第一項の許可、法第九条第一項の認可、法第四十一条第一項の登録又は法第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約（対象不動産変更型契約に限る。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に法第九条第一項の認可又は法第四十六条第一項の変更登録の申請がこの命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（附則第四条において「新規則」という。）に基づいてされた場合において当該期間を経過したときは、その申請について認可若しくは不認可又は変更登録若しくは変更登録の拒否の処分があるまでの間）は、なお従前の例による。

第三条　前条の場合を除き、施行日前にされた法第三条第一項の許可、法第九条第一項の認可、法第四十一条第一項の登録又は法第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約については、なお従前の例による。

第四条　この命令の施行の際現に法第三条第一項の許可又は法第四十一条第一項の登録を受けている者についての新規則第四十三条及び第四十七条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

省　令

○総務省令第三十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十五条及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。